

義務対象の考え方 国産材の場合

(1) 原木市場等の素材流通事業者、山元から「直送」を受ける製材工場、加工まで行う樹木の所有者等、国内市場に木材を最初に流通させる者が第1種事業者

(2) 第1種事業者に素材の譲渡し(委託を含む)を行う者が素材生産販売事業者

: 素材生産販売事業者 (情報提供の応諾義務の対象)
 : 第1種事業者 (合法性の確認等の義務の対象)
 : 第2種事業者
 : その他の事業者等

類型		類型の解説	素材生産販売事業者になり得る者		第1種事業者になり得る者		第2種事業者
			樹木の所有者	伐採者	流通・販売者	加工者	
①	自伐タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が、伐採と販売の両方を行う場合 	<div style="background-color: #90EE90; padding: 10px; border: 1px solid black;"> 自伐林家、 立木買いの素材生産事業者 </div>		<div style="background-color: #FFD700; padding: 10px; border: 1px solid black;"> 原木市場、 流通事業者 (ブローカー) </div>	<div style="background-color: #FFD700; padding: 10px; border: 1px solid black;"> 製材工場等 </div>	<div style="background-color: #ADD8E6; padding: 10px; border: 1px solid black;"> 製材工場、 流通事業者、 建築事業者等 </div>
②	伐採・販売請負タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が、同一の事業者にて伐採から販売まで委託する場合 	<div style="background-color: #A9A9A9; padding: 10px; border: 1px solid black;"> 森林所有者、 立木購入者 </div>	<div style="background-color: #90EE90; padding: 10px; border: 1px solid black;"> 伐採～販売まで 一環で請負う 事業者 </div>	<div style="background-color: #FFD700; padding: 10px; border: 1px solid black;"> 原木市場、 流通事業者 (ブローカー) </div>	<div style="background-color: #FFD700; padding: 10px; border: 1px solid black;"> 製材工場等 </div>	<div style="background-color: #ADD8E6; padding: 10px; border: 1px solid black;"> 製材工場、 流通事業者、 建築事業者等 </div>
③	自社林所有工場タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が、伐採と販売のいずれも行い、加工まで行う場合 	<div style="background-color: #FFD700; padding: 10px; border: 1px solid black;"> 自社林を有する製材工場等 </div>				<div style="background-color: #ADD8E6; padding: 10px; border: 1px solid black;"> 製材工場、 流通事業者、 建築事業者等 </div>

義務対象の考え方 国産材の場合（伐採・加工のみ委託のケース）

(1) 木材等の譲渡しを行う者が、素材生産販売事業者や木材関連事業者該当

(2) 委託されて伐採や加工等のみを行う事業者は、譲渡しを行わないため、法の対象外

: 素材生産販売事業者 (情報提供の応諾義務の対象)
 : 第1種事業者 (合法性の確認等の義務の対象)
 : 第2種事業者
 : その他の事業者等

類 型		類 型 の 解 説	素材生産販売事業者になり得る者		第1種事業者になり得る者		第2種事業者
			樹木の所有者	伐採者	流通・販売者	加工者	
④	伐採請負タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が伐採のみ委託し、販売は自ら行う又は他の事業者へ委託する場合 	森林所有者、立木購入者	伐採のみ請負事業者	原木市場、流通事業者 (ブローカー)	製材工場等	製材工場、流通事業者、建築事業者等
⑤	貫加エタイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が、加工のみを委託し、販売は自ら行う場合 	自ら木材等の販売を行う樹木の所有者等		加工のみ請負事業者		製材工場、流通事業者、建築事業者等

義務対象の考え方 国産材の場合（森林組合のケース）

- (1) 伐採～素材の販売まで請負い、原木市場等に譲渡す場合は、素材生産販売事業者に該当
- (2) 共販所(原木市場)を営んでおり、伐採～当該共販所での素材販売まで請負う場合は、素材生産販売事業者と第1種事業者の両方に該当
- (3) 製材設備を有しており、伐採～素材の加工・販売まで請負う場合は、第1種事業者に該当

 : 森林組合
 : 素材生産販売事業者 (情報提供の応諾義務の対象)
 : 第1種事業者 (合法性の確認等の義務の対象)
 : 第2種事業者
 : その他の事業者等

類 型		類 型 の 解 説	素材生産販売事業者になり得る者		第1種事業者になり得る者		第2種事業者
			樹木の所有者	伐採者	流通・販売者	加工者	
①	作業班タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が、同一の森林組合に伐採から販売まで委託する場合 	森林所有者、立木購入者 ↓ 委託	伐採～販売まで一貫で請負う森林組合	原木市場、流通事業者、県森連	製材工場等	製材工場、流通事業者、建築事業者等
②	共販所経営タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が、同一の森林組合に伐採から販売まで委託し、当該森林組合が自ら営む共販所で販売する場合 	森林所有者、立木購入者 ↓ 委託	伐採～共販所での販売まで請負う森林組合 ↓ 作業班	共販所		製材工場、流通事業者、建築事業者等
③	加工施設経営タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が、同一の森林組合に伐採から素材の加工・販売まで委託する場合 	森林所有者、立木購入者 ↓ 加工・販売委託	加工まで行う森林組合			製材工場、流通事業者、建築事業者等

義務対象の考え方 国産材の場合（素材生産事業者のケース）

(1) 立木の購入又は伐採の委託を受け、かつ素材の販売を行う場合は、素材生産販売事業者に該当

(2) 委託されて伐採のみを行う事業者は、譲渡しを行わないため、CW法の対象外

 : 素材生産事業者
 : 素材生産販売事業者 (情報提供の応諾義務の対象)
 : 第1種事業者 (合法性の確認等の義務の対象)
 : 第2種事業者
 : その他の事業者等

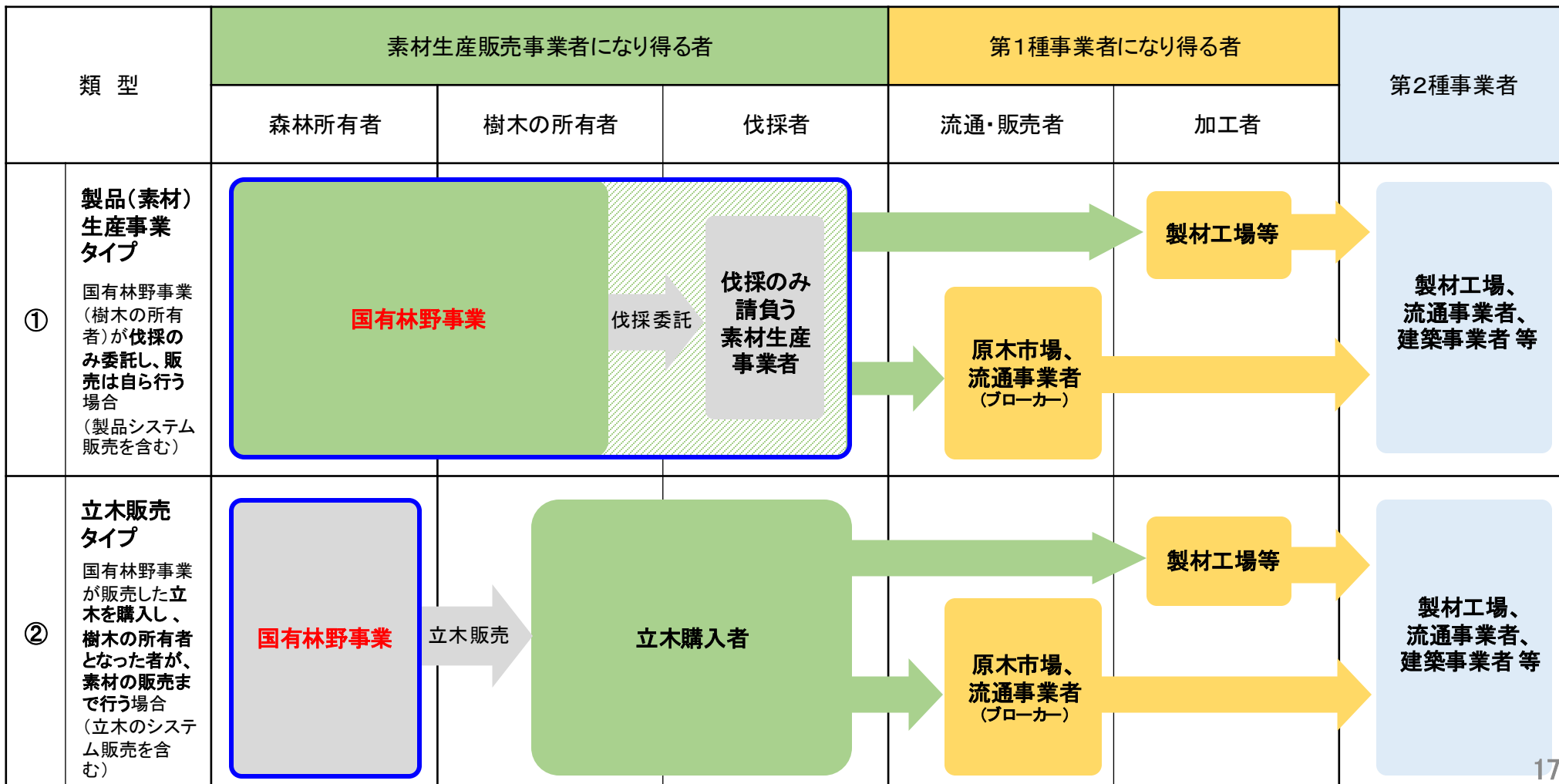
類 型		類 型 の 解 説	素材生産販売事業者になり得る者		第1種事業者になり得る者		第2種事業者
			樹木の所有者	伐採者	流通・販売者	加工者	
①	立木購入タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 素材生産事業者等が、立木を購入し（樹木の所有者となり）、素材の販売まで行う場合 	立木買いの素材生産事業者		原木市場、流通事業者（ブローカー）	製材工場等	製材工場、流通事業者、建築事業者等
②	伐採・販売請負タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が、同一の事業者にて伐採から販売まで委託する場合 	森林所有者、立木購入者	伐採～販売まで一貫で請負う素材生産事業者	原木市場、流通事業者（ブローカー）	製材工場等	製材工場、流通事業者、建築事業者等
③	伐採請負タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が伐採のみ委託し、販売は自ら行う又は他の事業者にて委託する場合 	森林所有者、立木購入者	伐採のみ請負う素材生産事業者	原木市場、流通事業者（ブローカー）	製材工場等	製材工場、流通事業者、建築事業者等

義務対象の考え方 国産材の場合（国有林野事業のケース）

(1) 製品生産事業の場合は、譲渡しを行う国有林野事業が素材生産販売事業者に該当

(2) 立木販売の場合は、購入者が樹木の所有者となり、素材生産販売事業者に該当

 : 国有林野事業
 : 素材生産販売事業者 (情報提供の応諾義務の対象)
 : 第1種事業者 (合法性の確認等の義務の対象)
 : 第2種事業者
 : その他の事業者等



義務対象の考え方 輸入材の場合

(1) 木材等の輸入事業者は、第1種事業者に該当

(2) 輸入事業者と同一の法人格を持つ、海外の部署等を通じて直接調達する場合、事業者全体が第1種事業者に該当

 : 第1種事業者 (合法性の確認等の義務の対象)

 : 第2種事業者

 : その他の事業者等

類 型		類型の解説	第1種事業者になり得る者					第2種事業者
			海 外			国 内		
			伐採者	流通・加工・販売者等	輸出者	流通・販売者	加工者	
①	輸入事業者タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 流通事業者が木材等を輸入して販売したり、輸入を請負ったりする場合 	伐採者	流通・加工・販売事業者	輸出事業者	商社等 (輸入者)		製材工場、流通事業者、建築事業者等
②	直輸入タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 製材工場等が海外の輸出事業者から木材等を直接輸入する場合 	伐採者	流通・加工・販売事業者	輸出事業者		製材工場等 (輸入者)	製材工場、流通事業者、建築事業者等
③	直接調達タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 法人格が輸入者と同一の者 (現地での伐採・調達・輸出等を担当する海外事業部等) を介して輸入する場合 	伐採者	海外事業部を有する商社等				製材工場、流通事業者、建築事業者等
			流通・加工・販売事業者	海外事業部を有する製材工場等				

※ グループ企業等であっても、法人格が分かれている現地法人等は法の対象外。この場合、現地法人から輸入する事業者が第1種事業者